

科学研究費成果報告書「日本近代史料情報機関設立の具体化に関する研究」(基盤研究(B))

(1)、平成11・12年度、代表者伊藤隆、課題番号：11490010)より

9 貝塚 茂樹氏

かいづか しげき 国立教育研究所・教育政策研究部・主任研究官

日時：2000年9月11日

出席者：伊藤隆 季武嘉也 小池聖一 中見立夫 梶田明宏 桜井良樹 矢野信幸
西川誠 戸高一成 伊藤光一 小宮一夫 黒澤良 土田宏成 千葉功
大久保文彦 高橋初恵

伊藤 きょうは貝塚さんに教育関係の史料のお話を伺いたと思います。よろしくお願ひします。

貝塚 国立教育研究所の貝塚でございます。よろしくお願ひします。伊藤先生からお話をいただきまして、特に近現代の日本教育史に関する史料状況についてということで、史料そのものを全部というとな非常に膨大な史料になりますので、特に本日は近代における、教育政策史料を中心にお話をさせていただきたいと思ひます。

お手元に3つほど資料を用意させていただきました。発表のレジュメと資料が2点でございます。適宜、資料を見ながら話をさせていただきたいと思ひます。最初は日本教育史、特に近代教育史の研究動向といった観点から。2番目には、近現代の日本教育史の基本的な史料の状況について話をさせていただきまして、3番目は、私が勤務しております国立教育研究所の教育図書館に所蔵されております史料等々について話をさせていただきたいと思ひます。続きまして4番目は、特に戦後の史料ということになろうと思ひますけれども、まだ未整理の部分も含めまして、国立教育研究所所蔵資料以外の史料状況についても若干話をさせていただきたいと思っております。最後に史料をめぐる今後の課題について話をさせていただくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず最初に教育史関係につきましては皆さん、もしかしたらあまり馴染みがない分野であろうかと思ひますので、まず「資料1」を見ていただけますでしょうか。これは昨年、『日本近現代研究事典』の中で教育史の部分を私が簡単に書かせていただいたもののコピーであります。その内容をちょっと触れさせていただいて、大まかな教育史の歴史と史料状況も含めた動向について、まずアウトラインをイメージしていただければと思ひます。

日本の近代教育は、国家による国民育成の教育を軸として展開する。ここでは常に、「近代化=欧化」と日本の独自性・伝統との緊張関係の克服が鋭角的な課題として存在した。

近代教育制度は、明治5（1872）年の「学制」に始まり、1879年の「教育令」の制定から1881年の「小学校教則綱領」の制定を経て、初代文相の森有礼による諸学校令の制定をもって基本的な学校体系の骨格が示されていきます。1890年に主に井上毅と元田永孚が起草にあたった「教育勅語」が頒布され、明治30年代に入ると、初等教育から高等教育にわたる制度的な整備が行われていきます。この時期に近代教育制度の一応の確立を見ることができるとは思いません。

1918（大正7）年、臨時教育会議の答申を受けて「大学令」が制定され、中等・高等教育の拡充が図られました。ところがこうした制度的な発展が進められる一方で、教育の硬直性と画一性が問題とされていきます。このことが、いわゆる大正デモクラシーの高まりを背景に、より自由な教育を求める運動すなわち大正新教育運動として展開する契機となっていたと思われまふ。しかし、昭和期の戦時体制が強化される中で、教育も軍国主義的色彩を濃厚としていきます。「皇国ノ道」に則ることが求められ、教育実践の場では「練成」、「修練」が強調され、1941（昭和16）年には国民学校が成立してまいります。戦時下の教育改革には、義務教育年限の延長、中等学校の統合化など、戦後教育改革へと連続する構想も示されておりますが、時局の悪化は、教育そのものの荒廃と停滞をもたらすこととなります。そしてその克服は、占領下の教育改革に委ねられるという、そういう一応の枠組みが描けるのではないかと思います。

そういう枠の中での研究状況でございますが、これまでの教育史研究では、（1）明治20年前後までの政策史研究、（2）大正から昭和初期にかけての大正新教育運動史研究、（3）昭和戦前・戦時下の教育運動・実践史研究が主流をなしてきたように思われます。特に（1）では、「学制」研究と「教育勅語」研究の蓄積が顕著であり、とりわけ後者では、海後宗臣氏の『教育勅語成立史の研究』、稲田正次氏の『教育勅語成立過程の研究』を基礎として研究が進められていきます。籠谷次郎氏は『近代日本における教育と国家の思想』において教育勅語、御真影などの学校への浸透、定着過程を検証し、この動向は佐藤秀夫氏により『教育御真影と教育勅語1～3』『続・現代史資料（8）～（10）』（みすず書房）によって資料的に補強されていくという筋道をたどっていきます。ここで佐藤は、教育勅語が「戊申詔書」によって補完されることではじめて安定性を確保したとの見解を示し、小山常実『天皇機関説と国民教育』は、明治末期の南北朝正閏問題と天皇機関説論争を取り上げながら、「憲法・教育勅語体制」の内実を構造的に捉える視座を提示しております。小山は、前者に学問と教育との分離を確認し、後者では、美濃部の国体政体一元論が上杉の国体政体二元論に勝利するものの、論争後は上杉の把握が体制下した点を指摘しながら、こうした二元論が成立した明治末期に「憲法・教育勅語体制」の確立をみるという視点を提示することとなります。

（2）の大正新教育運動史研究では、教育方法の側面に焦点をあて、新教育実践の進歩

性を評価した中野光『大正自由教育の研究』に代表される人物研究、教育実践史研究が中心であったように思われます。しかし、八本木浄『両大戦間の日本における教育改革の研究』など、当時の政治・経済史的側面から運動の内実を考察したものも多く見受けられます。ここで問われたのは、理念としての児童中心主義への高い評価と、その運動が何ゆえに戦時体制に組み込まれ、それを補完する役割を果たしたのかという矛盾への着目であり、この矛盾にどのような整合性を与えるかという課題であったように思われます。そしてこれは、「大正新教育と戦後教育」、「大正新教育運動と 1930 年代」という教育史研究の今日的課題と連続しているように見受けられます。

(3) ではまず、安川寿之輔『15 年戦争と教育』、長浜功『教育の戦争責任』など教育の戦争責任を追求する研究があげられます。また、寺崎昌男・戦時下教育研究会編によります『総戦力体制と教育—皇国民「練成」の理念と実践』は、「練成」という言葉をキーワードにしながら、この時期の教育を「歴史内在的」に考察しております。「練成」が復古的な反近代性を持っていたとしても、その洗礼を受けた者が、「皇国ノ道」という目的から解放された時に、戦後新教育をリードしていく事実を指摘する一方、日本の教育学が「練成」体験をどう総括したのか、という歴史的な自己批判を迫っているように見受けられます。この時期の研究は、久保義三氏によります『昭和教育史 上』における『国体の本義』、あるいは『臣民の道』研究や、佐藤広美の教育科学学会の研究（『総力戦体制と教育科学』）など研究対象にも広がりを見せつつあります。

教育史研究の今後と課題といったことではありますが、教育史研究はこれまで、戦前の公教育を天皇制公教育と把握し、教育勅語の成立・展開、御真影の下賜過程、学校行事による実体化とそのイデオロギーの分析などを対象とした研究を蓄積してきたように思われます。しかし、戦後教育 50 年を一つの契機として、こうした教育史像の見直しが活発な論議となっているということも指摘できるかと思われます。たとえば広田照幸は、従来の教育史研究が、そのイデオロギーのプロセスや実態についての検討を欠いていたと批判し、その「内面化過程」の分析の重要性を主張することになります。また、戦後教育改革研究の進展は、戦後教育史像の捉え直しとともに近代教育史像全体の再構築の可能性を提示しつつあるように思われます。高等教育史研究、あるいは「軍隊と教育」史研究、社会史「ジェンダーと教育」史など、多様な研究対象が拡大している中で、時代ごとの研究対象と方法の「モザイク性」を克服しながら、いかなる近現代史教育史像が描けるかが問われているのではないかというふうに私自身は思います。

これが、非常に大雑把でラフなものでありますが、私自身の日本近代史教育研究の研究動向についての理解の一端でございます。

レジュメのほうにもう一度戻っていただいて、特に近現代の日本教育史の基本的な史料にどのようなものがあるのか、非常にラフな形で項目をあげさせていただくということに

留めさせていただきますが、レジュメに羅列したものが、その基本的な史料といえるのではないかと思います。特に通史的なものに関しましては、『明治以降教育制度発達史』これは全12巻で出たものでありますが、この全12巻の中には、明治5年から昭和7年までの行政資料、詔勅、法律、勅令、政令、閣令、府令といったものが含まれております。

それから、それ以降に続く形として『近代日本教育制度史料』全36巻が講談社から出ております。これは先ほどの『明治以降教育制度発達史』のあとを受けた形で、昭和7年1月から昭和27年の4月までの詔勅、法律、勅令、政令、閣令、府令、省令、律令、訓令、告諭、通牒、議会や審議会の議事録、民間団体の改革意見など約7000余点が収載されたものであります。

通史的なものということになりますと、『学制百年史』というのが昭和47年に出ておりますが、実はこれも『学制百二十年史』というのが3年ほど前に刊行されております。ただし、資料的な面、記述内容のことを申し上げますと、『学制百年史』のほうが非常に詳しくなっています。そのあとの20年間を『学制百二十年史』でフォローするといったほうがむしろ相応しいのではないかと思います。

それから、これは復刻のものでございますが『文部法令年纂』がございます。これは全30巻、別巻1で、大正13年版から昭和17年版までのものが大空社から復刻されております。この中には教育法令1256項目が収載されております。

また、同じく大空社から『文部省例規類纂』というのも発刊されております。

次の『復刻版 文部行政資料』については、2番目にあげました『近代日本教育制度史料』以降の続編という性質が非常に強いのでありますが、全18巻で国書刊行会から平成9年に刊行されております。これは昭和20年8月から昭和40年までの教育関係基本法令の一部、閣議決定、文部省令、訓令、通牒、通知などをまとめたものです。

通史的なものの中に日教組のものを入れるのはどうかという感じもいたしました。政策史料——特に戦後の場合でありますと、日教組の組合運動の問題をどうしても軽く扱うわけにはいかなくなってくるというのが、教育史のひとつの特徴なんだろうと思いますけれども、『日教組50年史』あるいは『日教組五十年資料集』が平成9年に出版されております。

その他、これは通史的なものの範疇に入るわけではあります。そのあと事項別のものといえますか、ひとつのテーマに則して編集されたものを以下にあげておきました。

まず、国民精神文化研究所が全7巻でまとめました『教育勅語渙発関係資料集』というものがございます。

次に、教育勅語に関しましては、先ほどの文章の中でも説明いたしましたけれども、佐藤秀夫編によります『続・現代史資料』第8巻から10巻までの『教育—御真影と教育勅語1～3』が出ております。

もうひとつ教育勅語関係に関しましては、日本大学の精神文化研究所が『教育勅語関係資料』全15集というものを出版しております。これは国民精神文化研究所が出版した『教育勅語渙発関係資料集』とかなり内容がダブってくるわけですが、日本大学精神文化研究所編のひとつの特徴としては、当時の教育勅語衍義に関係する関係著作を復刻して入れている点であります。

2枚目のプリントをご覧ください。大正6（1917）年の9月に臨時教育会議が発足しております。これは、当時の高等教育の量的拡大を想定した制度的再編をどうするのかという政策課題をもって発足した会議でございます。特にそれ以降の大正7年の大学令によって当時の専門学校が大学に昇格するという道筋をたどるわけですが、この臨時教育会議関係の資料を全5巻で昭和53年に復刻しております。これは国立教育研究所のスタッフがまとめたものです。

次の『資料 文政審議会』は全7巻で復刻されています。文政審議会というのは大正13（1924）年に発足し、主に青年学校制度に関わる答申を多くまとめたものであります。特に青年訓練所と実業補習学校が合併しまして青年学校が発足するわけですが、この流れを作ったのが文政審議会だと一般的に言われております。通説的な教育史の枠組みで言いますと、文政審議会以降の審議会は、日本の軍国主義化に弾みをつけたものといった範疇で捉えられることが一般的でございます。これは平成元年に明星大学出版部から出版されております。

この中には書きませんが、復刻されない資料で同じ文部省関係の資料ということになりますと、昭和10年に文部大臣の諮問機関として発足しております教学刷新評議会という会議がございます。この資料に関してはまだ復刻という段階にはなっておりません。私が見た限りでありますと、東京大学と筑波大学の図書館に資料が分散して収められているという感じでございます。

同じ昭和12年に内閣直属の機関として教育審議会が発足しております。これは宣文堂から全14巻で復刻されております。ただ、全部ではなくて一部のような感じです。

もう一度レジュメのほうに戻ります。復刻が続きますが、『日本植民地教育政策史料集成』が全69巻で完結しております。

同じ流れで資料的にもかなりダブってくるところもあるわけですが、『「満州・満州国」教育資料集成』がエムティ出版から出版されております。

あと、不二出版から『満蒙開拓青少年義勇軍関係資料』が全7巻で出ております。

これも資料集の範疇ですが、『戦後日本教育史料集成』全12巻というのが、三一書房から出ております。

これは平成10年に出たばかりですが、『資料 教育基本法50年史』というのが勁草書房から出ております。これについては、教育基本法あるいは教育勅語に対する占領文書も、

可能な限り網羅しているというのがひとつの特徴だと思われます。

もうひとつ、これもあとで関連した話をさせていただきますが、『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』が岩波から全 13 巻で完結しております。

これも佐藤秀夫さん編であります、『「日の丸」「君が代」と学校』という、これも資料集であります。平成 7 年に東京法令から出ております。

あと占領文書の動向に関しましては、昨年だったと思いますが、丸善からマイクロフィルム版の『戦後日本教育改革在米資料集成』が刊行されております。この中にはGHQ、C I E 関係文書、あるいはC I E の課長補佐でありましたトレーナー文書、イールズ文書、C I E の課長を務めましたオア、第一次米国教育使節団の団長を務めましたストッダートなどの個人文書が収載されております。これはかなり大掛かりなもので、個人文書は全米 26 州、39 施設に分散してあった所蔵文書を全部集めて収載したものです。これによって在米の占領文書の公開はほぼ完結したように思われます。

以上が日本近代教育史の復刻版も含めた大雑把な基本資料の紹介でございます。

続きまして、私の勤務しております国立教育研究所の教育図書館所蔵資料について、お話をさせていただきたいと思っております。国立教育研究所は東京の目黒にあるわけですが、その歴史的な前身を紐解いていけば、昭和 7 年 8 月に発足いたしました国民精神文化研究所まで行き着くことになります。これが国民練成所と合併しまして昭和 18 年 11 月に教学練成所として発足。それが 20 年 10 月 15 日に教育研修所、24 年 6 月に国立教育研究所として発足し、来年度の 1 月に省庁再編に伴いまして国立教育政策研究所と名称が変わるようであります。

一昨年、国立教育研究所 50 周年の記念史を作りました。そこで 50 年史は当然、国立教育研究所になって以降の歴史を紐解いているわけですが、歴史的には国民精神文化研究所がその前身で、施設あるいは蔵書も含めて国立教育研究所がそれを引き継いでおります。また、なかなか整理はされていないようですが、精神文化研究所関係の資料ですとか教学練成所関係の資料がかなり図書館には残されております。ただ、50 年史にはどうもこのところは書きたくないようでありまして、記念史は教育研修所のところから執筆が始まっています。

教育図書館は一般に開放されているわけですが、蔵書数は以下のように概ね 43 万冊ぐらいで、内訳は以下ようになっております。この中で教科書に関しては、国立教育研究所ではセールスポイントといいますか売りになっているようでありまして、明治以降の殆ど全ての教科書がそろっています。これは国定も検定教科書も含めてですが、明治 5 年以降の教科書がほぼ所蔵されているというのが大きな特徴だと思います。

それから、国立教育研究所の大きな柱というのが、次の 3-2)、3-3) に関わるものであります。昭和 48 年から 49 年にかけて全 10 巻で『日本近代教育百年史』というも

のをまとめて出版しておりますが、これは教育史研究者 125 人からなる、かなり大掛かりなもので、このときに集めた資料が、国立教育研究所の所蔵資料の特徴といえますか、ひとつの傾向性を反映していることになろうかと思えます。このときに集めたもののひとつとして『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』が全 13 巻で岩波から出ています。

もうひとつの国立教育研究所の大きな柱は、昭和 35 年度から昭和 38 年度までの科研費、「戦後教育資料の収集に関する研究」で集めました「戦後教育資料」であります。これはきょう目録をお持ちしましたが、文部省関係者、あるいは教育機関からの寄贈と複写が基本で、特に中央資料に関しては約 4000 点の資料を集めて、地方資料各ブロックそれぞれ数百点の資料を集めたものです。これは全てマイクロ化されておりまして、全 40 巻で所蔵されています。

資料の 2 枚目をお開きいただきたいと思えます。これが戦後教育資料の目録の最初に掲げられているものです。主に収集にあたった人たちの名前が左側。右側には凡例が出ております。これを見ていただくとお分かりだと思いますが、「戦後教育資料の収集は、年代区分を終戦から講和条約まで、すなわち、昭和 20 年 9 月から昭和 27 年 5 月までに限定して集めた。ただし、関連事項については、若干その後の年代にも及んでいる。この目録では、中央的資料を 11 の領域に区分して収録している。この区分は、理論的にみると少し問題があるが、戦後の教育改革の特性からみて、関連資料を見やすく利用する場合を考慮して、次のように区分している」ということで、以下のような区分に基づいて資料の整理がなされております。新教育、教育課程・教科書、米国教育使節団・教育刷新委員会、教職適格審査、教員養成・免許・教職員団体、大学制度・学術関係、教育基本法・学校教育法、社会教育・宗教教育、中央・地方教育行政、教育施設の行財政、その他というものであります。

「各領域を資料の性格、形態から 10 種類に区分し、領域とあわせて、資料の索引のための便宜をはかっている」GHQ 指令・勧告、法規、議事録及び関連資料、報告書・解説書・指導書と 3 枚目の資料になっていきますが、この科研のプロジェクトの中で、当時の文部省関係者に資料寄贈を依頼し、それから集まったものを整理したものであります。特に戦後、文部大臣を務めました田中耕太郎、天野貞祐、安倍能成、あるいは文部省におりました山崎匡輔など、文部次官を務めた方々からの資料が殆どだったようですが、4000 点程度の資料がこの中に集まっております。

伊藤 それぞれの資料は、誰が寄贈したかが分かるようになっているんですか。

貝塚 資料のラベルが貼ってありまして、誰々からいただいたということは明記してございます。

4 枚目をご覧ください。2 ページ、3 ページが目録のコピーですが、大体こういうものが収められています。特に左側の日高第四郎さん。この方は国立教育研究所の初代の所長

を務められて、そのあとICUの学長になられた方ですが、この日高ノートは非常に貴重な資料です。これは手書きのものですが、CIE、占領側との折衝の様子が克明に書かれたものです。ただ、非常に悪文でございまして、なかなか読むのに骨が折れるというところもございまして。

あと、これは天野貞祐先生からのご寄贈だと思いますが、文部省がまとめたCIE局長であったニューゼントとの会談要旨など、具体的な天野氏とニューゼントとの会談の要旨を全部まとめたものであります。

下のほうにございますが、いちばん最初の文部大臣を務めました前田多門氏の聞き取りテープ、あるいは田中耕太郎氏の聞き取りテープ、あるいは森戸辰男氏の聞き取りテープなどの資料がこの中に含まれております。

伊藤 これはこの研究のときにやったものですね。

貝塚 そうです。これは非常に古いものなのですが、目録をお返ししますので雰囲気をつんでいただければと思います。

伊藤 これはコピーをさせていただいてもよろしいですか。

貝塚 結構です。

この中には実は地方に分散している資料があります。資料が前後して申し訳ないんですが、2枚目の北海道班、東北班、近畿班、中国班という、この方々にお願いをして資料を収集して、これも目録の中に載っているんですが、残念なことにこの資料に関しては、国立教育研究所では所蔵していないということになっております。この方々に資料の調査をお願いしてそれっきりになったようでありまして、その資料は個別にこの方々に問い合わせいただくか、関連する大学、特に東北大学、北海道大学、京都大学、広島大学、九州大学にほぼあるだろうとは言われているんですが、一部目録にあっても資料の所在が分からないという情けない状況もございまして。これに関しましてはよく外部から問い合わせがございまして、いまお話したような経緯をお伝えして個別にあたっていただいております。ただ、もう亡くなられた方もかなりおりまして、なかなか資料の追跡調査は難しいようで、非常に貴重な資料がかなりある割には残念なものになっております。

この『日本近代教育百年史』を作るために集めた資料と、戦後に関わります「戦後教育改革史料」という二つの柱が、いままでやってきました国立教育研究所の資料整理のひとつの大きな柱になっていると思います。

実は私は国立教育研究所の教育政策資料調査室というところに張りついていて、研究室は来年度の省庁再編でなくなることになっているようですが、これも実は『日本近代教育百年史』を作る際に概算要求で新しく作った部屋だとお聞きしております。これは佐藤秀夫先生——政策研究大学院大学におられた故佐藤誠三郎先生の弟にあたられる方ですが、その方が先鞭をつけて国立教育研究所の資料収集にかなり精力的にあたられて、そ

れをいまの研究室が引き継いでいるという経緯がございます。ちょっとその辺も頭に入れていただければと思います。

次に、国立教育研究所が持っておりますその他の主なコレクションについて、お話をさせていただきたいと思います。これは資料3の5ページ目と対照させながら見ていただくと、かなり分かりやすくなるのではないかと思います。この5と6に関しましては、図書館の方がまとめていただいたものを拝借してまいりました。

特に貴重なものと言いますと、『田中耕太郎旧蔵教育関係文書目録・中田俊造文庫目録』というもので、マイクロになっております。これも目録をお持ちしました。特に田中耕太郎文書に関しましては、敗戦直後の教育政策に関する田中自身の著作もあるんですが、非常に面白いのは、国会答弁の草稿類とか、教育勅語に関する扱い方のC I Eとの折衝の部分ですとか、そういう草稿類がかなり含まれていることです。和書としては68冊、洋書としては50冊、文書139点というものが、非常に面白い資料になっているのではないかと思います。この中には田中耕太郎のインタビュー記録テープとしても残っております。

それから中田俊造氏のものは、特に社会教育関係の資料が主であったように思います。

伊藤 これはどういう関係なんですか。

貝塚 中田俊造というのは文部省の役人だったのですが、特に田中耕太郎と中田さんとの関係はないようでありまして、科研で一緒に集めて整理したということで、目録として合冊になっているということのようであります。

あと、石川準吉さんというのは内閣調査局におられた方で、この方が所蔵しておりました戦時期の教育関係史料も国立教育研究所でマイクロにしてファイルしてあります。全部で562点ございます。内閣審議会・内閣調査局長資料のうち教育関係のものを集めたものです。これも資料をお持ちしました。

伊藤 この石川準吉さんののは、たとえば、国家総動員史の中には入っていないものですか。

貝塚 全部かどうか分かりませんが多分、ダブっているのがかなりあると思います。

次は「志水義■文書」についてです。「しみずよしあき」と読むようですが、我々は「ぎしょう」と読んでおります。この方はもと文部省教学局の教学官であった方です。これは非常に私にとっては面白い昭和10年代の「教学ノ刷新・振興」政策に関する図書・資料が入っております。昭和12年の『国体の本義』、昭和16年の『臣民の道』、あるいは『国史概説』『大東亜概説』『日本文化大観』と、これは最後まで刊行されなかったんですが「家の本義」と「勤労の本義」という、『国体の本義』と三点セットで文部省では出そうとしたようですが、結果的には「家の本義」と「勤労の本義」は結実しないで、『国体の本義』のみが刊行されたという経緯があるようです。それに関わる資料がかなり生々しく入っております、図書としては627冊、資料としては615点に及ぶものであります。この中には、たとえば『国体の本義』『臣民の道』特に『国史概説』などの編纂に関わる和辻哲

郎とか山本勝市などの意見とか、そういうものも含まれているもので、かなり貴重なものだろうと私自身は思います。

ただ、これも国立教育研究所で資料をマイクロにして持っているわけですが、富山県にご存命の方で私もインタビューをさせていただいた志田延義さんという、この方は国文学者で当時、久松潜一さんのお弟子さんと言われていた方で、志水文書の中に『国体の本義』『臣民の道』云々のいろいろな文書が含まれているんですが、マイクロになっております志水文書1から3の中を見ますと、私自身も志田さんにインタビューでお聞きしたんですが、殆ど志田さんが『国体の本義』『臣民の道』は起草されたようであります。その起草過程に関わる草稿段階から第2稿、各委員の修正意見を踏まえた修正原稿も含めたものが、『志田延義文書1～3』のマイクロになって入っております。ですから、志水文書と志田文書をセットにしてご覧になりますと、この当時のいわゆる文部省の教学局で進めようとした体系が掘めてくるように思われます。

それから、昭和58年当時、初等・中等教育局の視学官を務めておりました厚沢留次郎さんの文書というものが目録になっております。これもマイクロに収められております。これは主に昭和20年代から40年代の文部省教育課程政策、あるいは産業教育等に関する文書・文献等325点が含まれております。中央教育審議会とはまた別にカリキュラムを審議する教育課程審議会の議事録等々も、この中に20年代から40年代にかけてのものが含まれておりますので非常に面白いものです。

続きまして『福間文書』これは文部省の教員養成係長をされていた方です。これも目録は後ほどお渡ししますが、目録としては昭和63年に63ページのものとして刊行しております。これは主に戦前期の学徒動員、勤労働員、あるいは学徒出陣関係のもの。戦後になりますと学生の復学、新学制移行措置等の関係法令・通牒といったものが収められた文書です。

続きまして『本田弘人旧蔵資料目録』でございますが、これは昭和10年代から30年代の学術行政に関する資料414点が収められています。本田さんというのは、もと日本学術会議事務局長を務められた方で、その目録が平成2年に41ページのものとして復刻され、これもマイクロにされております。

伊藤 この方は学術会議の事務局長の前はどのような経歴の方ですか。

貝塚 旧制静岡高等学校の教授に就任されて、そのあと文部書記官、専門学務局学芸課長に就任し、学術行政官としての道を歩んだと書かれております。

続けてまいります、『石川二郎旧蔵資料目録稿』というものが出されております。これも先ほど同様、森戸辰男さんとは直接関係ないんですが、同じ科研で行ったということで目録が合冊になっています。石川二郎さんは当時、もと文部省調査局の企画課にいらっしやった方で、いまも埼玉県でご存命の方です。その資料の主なものは、昭和20年代から

30年代はじめの文教施設関係のものが非常に多く、私自身も興味がありますのは、先ほどの厚沢文書とも同様に教育課程審議会の関係資料——これは議事録も含めたものです。あと審議会で配付された資料、あるいは中央教育審議会関係の資料も含めて所蔵されております。この石川文書に関しましては、明星大学の戦後教育史研究センターにも一部が、分散して所蔵されております。

続きまして、これは飯田文書と一般には言っておりますが『文部省調査局調査課資料目録』が、平成6年に58ページのもので563点を集めた目録として出版しております。

伊藤 これは原文書ですか。

貝塚 これもマイクロになっております。

次に教育基本法、あるいは教育委員会法等々で非常にご活躍になった『田中二郎旧蔵教育関係文書目録』が出されております。これは教育基本法に関わる草稿の段階からのものが大分含まれております。ただし田中二郎文書に関しましては、先ほどの復刻版のところで『資料 教育基本法五十年史』というものが勁草書房から出されておまして、その中にかなりの部分が収められておりますので、重複するところがあるかと思われま。ただし教育委員会法、あるいは教育刷新委員会、終戦直後に文部省の中に作られたものでありますが、この資料に関しましては、田中二郎文書がいちばん詳しいのではないかと思いますので、そういうところがひとつ特徴になろうかと思ひます。

続きまして4枚目に話を進めさせていただきます。これは、いま申し上げましたものの中でかなりの部分がマイクロとして国立教育研究所の中で整理したものでございます。「森戸辰男関係文書」に関しましては、むしろ小池先生がいちばんお詳しいと思ひますので、その一部を国立教育研究所でお借りしてマイクロにしたということでございます。

次の「大田周夫関係文書」といわれるものであります。これはマイクロ11巻になっております。もと文部省の中等教育課長を務められた方で、資料点数は600点ほどになります。これは非常に面白い資料がありまして、教育課程審議会、特に道德教育関連ですね。昭和33年以降の道德が道德の時間として特設していくような過程に関わるものがかなり含まれております。

ただし、これも今後の課題のところでは触れることになると思ひますが、以下はマイクロはあっても目録がないというのが続いていきます。と申すのは、事業費でやるというのがだんだん困難になって殆ど科研頼みという状況が続いておまして、科研をとって目録化する、マイクロ化するということが続いております。ところが、目録まで間に合わなくて、とりあえずマイクロに撮ってしまえというところで予算を使ってしまつて、いざ目録を作るという段階で予算がないという、そういう非常に情けないといひますかお寒い状況が続いております。以下、マイクロはあっても目録がないというものがかなり含まれております。

「厚沢留次郎文書」は先ほどお話をさせていただきましたが、マイクロになっております。「飯田晃三文書」もマイクロ化されております。「石川二郎文書」もマイクロ化されております。「石川準吉文書」もマイクロ化されております。

あと「大森鐘一文書」「大木喬任文書」「岡田良平文書」もマイクロにされているんですが、これも目録が実はなくて、この発表の前にどういうものが入っているのか見ようと思ったんですが、申し訳ありませんが時間がなくて内容については確認することができませんでした。

伊藤 これは憲政のものではないですか。

貝塚 その一部をとってきたものです。

伊藤 教育関係のものだけを抜き出したんですね。

貝塚 そうだと思います。それから「坂元彦太郎文書」は……

伊藤 その上の「川村只雄文庫」というのは……

貝塚 それに関しては重複がありまして、下でまたご説明させていただきます。

次の「坂元彦太郎文書」ですが、坂元さんというのは当時、文部省にいらっしやいました、特に戦後の社会科にかなり御尽力された方で、その文書がございます。

あと「牧野伸頭文書」というものも多分、憲政だと思います。「田中耕太郎文書」あるいは「中田俊造文書」は先ほどお話ししたものであります。「丸尾漸文書」は全部で17点しかないものでございまして、学制の小学規則とかそういうものが含まれたものといえますか、殆どそれに費やされたものであります。

次の「辻田力文書」というのも目録がなくて非常に申し訳ないのでありますが、マイクロにいたしますと27巻からなるものであります。非常に大部なものになりまして、集めた資料、収められている資料は4000件に及ぶものであります。これは私も一部見て自分でも論文を書くために使っているんですが、教育基本法あるいは学校教育法、教育委員会法、教育公務員特例法などの各種草案の段階からの文書が含まれた、非常に重要な資料であろうと思います。また、その中に国語問題関係とかそういうものも全部含まれております。これも早急に目録化しなければいけないと思う資料のひとつであります。

次に「大島文義文書」ですが、この方はもと初中局の視学官を務められた方で、マイクロにいたしまして9巻ございます、1500点に及ぶ資料でございます。これは戦後初期の教育課程行政に関係するもの、特に教育課程審議会関係の議事録などがふんだんに含まれている資料です。これも残念ながら目録がまだ作られておりません。

伊藤 目録がないというのは要するに、片っ端から撮っていったという意味ですか。

貝塚 はい。

伊藤 何か分類か何かをしてやったわけではなくて。

貝塚 辻田文書に関しましては、ひとつひとつのブロックになっておりまして、それを最

初からずっと撮っております。大島文義文書に関しては、全部で14簿冊からなる文書類であります……

伊藤 これは簿冊になっているわけですか。

貝塚 はい。

伊藤 そうするとある程度、体系化して。

貝塚 はい。辻田文書に関しては、辻田さん自身が非常にラフな形の目録を作っていておまして、これも教育委員会法関係、教育基本法関係、教育公務員特例法関係というふうな感じでブロック化されたものを、最初からマイクロに撮っていったということになります。ですから、整合性はかなりあるのではないかと思います。

伊藤 これらの目録をしばらくお借りすることはできないでしょうか。

貝塚 結構です。多分、白い目録に関しては在庫がかなりあると思います。ただ、科研でやった資料集に関しましては在庫がないのがあるんですが、図書館で作った白い表紙のものに関してはかなり残っておりますので、お届けできると思います。

続きまして「有賀三二文書」ですが、この方は教育刷新委員会の委員も務められて、もと東京小平青年学校の校長さんをされた方です。青年学校をつぶすつぶさないでC I Eとかなり大喧嘩をした有名な校長さんですが、この方の文書がマイクロ2点、200点にのぼっております。

先ほど触れました志田延義さんの文書ですが、これもマイクロ3巻で、目録はありません。主には『国体の本義』あるいは『臣民の道』という文部省で作りました文書類の草稿類が全部含まれているというふうに、大雑把にご理解いただければいいのではないかと思います。

「河村只雄文書」は、昭和初期の内務・外務・文部の各省及び参謀本部発行の左翼思想関係資料を中心とした社会学関係資料340点であります。これも目録があると思いますので、あとでお返しさせていただきたいと思います。

あと、国立教育研究所の中では、先ほどのマイクロ化されました 트레이ナー文書、あるいはC I E文書の全てが含まれているのですが、残念ながらなかなか閲覧される状態にはなっておりません。特にC I E文書に関しては、ここにホームページのアドレスを記載しておりますが、このホームページで日付と項目を入れれば殆ど検索ができる状況まできておりますので、かなり楽になってきたのではないかなと思います。

伊藤 これは立命館大学ですか。

貝塚 立命館大学です。

5枚目をご覧ください。先ほど、国立教育研究所には二つの大きな柱があって、それに基づいて資料収集が方向付けられてきたというお話をしましたが、それに関連して作られたものの目録類をあげさせていただきました。上が『日本近代教育百年史』関係編集資料

の中で集めたものを目録化したものであります。『教育関係法令目録・明治編』『大正編』云々というものです。あと『文部省日誌総目録』とか、『臨時教育会議関係文書目録』など、もう資料集として復刊されているものであります。それから、教育刷新委員会、教育刷新審議会の議事録なども、この編纂事業の集めた資料のひとつのものとして出たものでございます。

もうひとつ戦後教育資料、あるいは戦後教育改革資料に関しましては、佐藤秀夫先生などを中心に以下のような調査報告書——これも殆ど科研の調査報告書といったものでありますが、こういうふうな報告書として発刊されております。『戦後教育改革資料の調査研究報告書』『「文部時報」記事総目録』ですとか、『連合国最高司令官総司令部民間情報教育局の人事と機構』といったものですとか、『「民間情報教育局広報」総目録』といったもの。次の『海外学術研究・占領期日本に関する在米資料の調査研究』というのは、先ほどお話ししましたマイクロの原型になったものであります。あと『戦後改革期の教育に関する論説と記事』『米国教育使節団に関する総合的調査研究』ですとか、その下の3つについては、またあとでお話させていただくことになると思います。

こういう資料の中で国立教育研究所で復刻した日本教育史関係の資料集としては、『資料 臨時教育会議』『資料 文政審議会』が復刻されております。これが国立教育研究所に収められている資料集、コレクションの概要でございます。

4番目に入りますが、国立教育研究所以外での戦後教育史関係資料についての概要を、私が分かりうる範囲で報告させていただきます。

ひとつは、これも実は平成11年度で3年計画の科研で完結したのでありますが、文部省から委託された科研で、政策科研と一般に我々は呼んでいるわけですが、地方教育行政のあり方に関する総合的調査研究という3年計画の科研をして、その関係で文部省の文書管理班に行っているいろいろと資料内容を相談しているときに実は分かったものなのですが、文部省ではマイクロフィルム文書としてかなりの行政文書をマイクロ化しています。その内容に関しましては、法令の部、教育刷新委員会・中央教育審議会の部、国立大学の設置等の部、あるいは財団法人の設立、役員変更等の部という大きな構成となっております。これも資料集の7ページをご覧くださいと思うんですが、これは総目録全部で20集出ているようです。ただ、これは内部資料ということで、なかなか公にはならないものようでもあります。その目録の目次と最初のところ——前書きの部分をコピーしたものでございます。

このうち、私どもがやりました政策科研「地方教育行政のあり方に関する総合的調査研究」というものを研究する過程で実は、「教育委員会法」あるいは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という、昭和31年に出された法律に関する行政資料を全部見せていただきたいをお願いをいたしまして、文部省の地方課等々とすったもんだが結構あったん

ですが、結果的には見せていただくことになりました。ただ、マイクロは貸していただかず、見たかったら文書管理班で全部コピーしろということでありまして、ほぼ1ヵ月ほど文書管理班に通って、朝から晩までコピーをして集めたものであります。この資料が、5ページ目の最後の3つ飛ばしたところで、『教育委員会法に関する行政文書資料I～III目録』あるいは『地教行法制定経過に関する行政文書史料I～IV』『地方教育行政法案に対する各新聞の社説・論評等(1)～(5)』として整理してあります。全部コピーしましたものは、ほぼ3つの資料、1万枚ぐらいの文書であります。これは全部マイクロに行政資料として収められているその一部ということですので、これで全部で20集から収められている文部省が持っている行政文書資料の量というのは、非常に莫大なものであろうと思います。

ただ、これもどうなるのかなかなか難しいところがあるようではありますが、マイクロにした部分に関しましては一部、国立公文書館に移管しているようであります。ただ、移管してありましてもそのまま閲覧で見ることにはできないようでありまして、いろいろな手続きをその中で踏まなければいけないようであります。これが情報公開法の施行以後どうなるかはまだ分からないのでありますが、いまのところかなり苦労している状況です。

6枚目のところからまた報告させていただきます。これは個人文書といえますか戦後教育関係の文書に関して、所在が確認できたもので主だったものをあげておきました。

森戸辰男文書に関しましては、小池先生を中心に研究が進んでおりますし、ホームページも出されておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

あと殆どが、明星大学の戦後教育史研究センターにかなりの部分が所蔵されているのですが、ひとつには「村尾次郎関係文書」というのがございます。この内容は、家永教科書裁判の第1次・第2次訴訟に関わる文部省側の提出した書類が全て収められております。書籍ファイルにして約30冊、切り抜きスクラップ約30冊、関係書籍約100冊、パンフレット類約240点、文部省著作物約50点、教科書・副読本約50点、雑誌約500点がその中に収められております。ただし、これはまだ未整理で、全然手つかずの状態であるようでございます。

同じ明星大学の戦後教育史研究センターが、国語審議会、これは第1期から第7期の文部省の国語課が持っていたもので、どういう経緯で入ったのかはちょっと不明ですが、占領下ならびに戦後の国語審議会関係の資料ファイルが約100冊。内訳は、戦前資料約400点、占領下資料が約800点、国語審議会第1期が昭和24年から第7期が昭和39年までの資料約3500点が含まれております。その他には学術奨励審議会、日本語教育懇談会、新聞用語懇談会史料約1200点が含まれております。これもまだ未整理のままでございます。

もうひとつの文書が、お亡くなりになりました学習院大学の教授の「香山健一コレクション」です。これも明星大学の戦後教育史研究センターの所蔵です。香山先生は、中曾根

内閣のときの臨時教育審議会の委員を務められた方で、特に自由化論云々でゆとりと自由化を旗印にしまして、第一部会の理論的な支柱であった方であります。その方の臨時教育審議会関係の資料が9箱。また、自民党の大平内閣当時の関係資料が含まれております。この第一部会の流れはいまにもつながっていくと思いますが、殆どいまの文部省の政策、「ゆとりと充実」といいますか、総合的学習の時間とか、学校週5日制とか、通学区域の弾力化等々、昨今問題になっている学力低下の問題も含めて、そのひとつの流れというのがこの臨時教育審議会第一部会の流れだったんだらうというふうに私自身は思っております。この当時、第3部会には文部省のOBがかなり入っておりまして、第一部会と第三部会がかなり喧嘩をして、第三部会が第一部会をかなり押し戻したという経緯があるんだらうと思いますが、その流れからしても、結果的にはいまの文部省の流れというのが、当時の文部省の見解とはまた別な形で第一部会の論の流れを引き継いでいるのかなという気がいたします。ただしこの資料も未整理で、殆どまだ段ボールを開けただけという感じのようであります。

次ですが「石川二郎コレクション」という、国立教育研究所の中にほとんどが所蔵されておりますが、これも明星大学の戦後教育史研究センターに一部所蔵されております。特にここにありますのは六三制関係の資料、あるいはC I Eとの事務連絡関係文書——これは英文のものでありますが、あと講和問題「講和と六三制」に関わるファイル集、教育課程審議会議事録ファイル集4冊、他に文部省著作物を中心に関係書籍400点、雑誌30点が含まれております。

次に、お配りした資料5をご覧ください。これも明星大学の戦後教育史研究センターが所蔵しているもので、いま名古屋の桜花学園大学、それまでは筑波、南山大学で教鞭をとられておりましたハリー・レイ先生が、当時のC I E関係者36名、文部省関係者54名に対するインタビュー記録を「ハリー・レイ オーラルヒストリーコレクション」としてまとめてございます。そのインタビュー記録と録音テープが、全て明星大学のほうに所蔵されております。そのリストがお配りした資料5になります。これはちょっと古いもので昭和63年7月23日現在ですから、すでに死去されている方々は「※」になっておりますが、いま現在ではかなりその数は増えているものと思われまます。ただ、C I E関係者、あるいは文部省関係者のオーラルヒストリーのコレクションとしては、かなり貴重なものではないかと思えます。ただ、私自身の感想でございますが、レイ先生の場合、その人物をトータルにインタビューするというよりも、かなり自分の問題関心に引きつけてお話をされておりましたので、聞かれている内容に偏りはあろうかと思えます。

続きまして、田中耕太郎文部大臣の片腕と言われていた「相良惟一関係文書」です。この方は後に聖心女学院大学の学長をされた相良先生の関係文書ですが、この文書に関しましては、教育基本法、特に教職追放関係のものがかなりあるはずでございます。実は、遺

族との間でいま資料の提供をいただけるように交渉中なんです、その交渉がいろいろな事情が重なって難航しております。ただ、実際にまだ資料そのものも直に拝見はしていないのですが、相良先生が御存命のときに資料のご提供を打診しました時、教職追放関係、教育基本法関係で自分が一書まとめるつもりなので、それが終わったらということだったんです。ところが、その草稿原稿がかなりの枚数になっているようなんですが、その途中で残念ながら相良先生がお亡くなりになってしまいましたので、それが実現しないままになっております。

あと、これは憲政資料室に所蔵されてもうすでに公開になっていますが、文部次官を務められました「有光次郎文書」というものがございます。有光次郎さんに関しましては、平成元年に第一法規から『有光次郎日記』が刊行されておりますので、それとの関連の中で有光次郎文書を見ていくことが必要だと思います。

次に、今後の課題といいますか、今後やらなければいけない、早急にしなければいけないことについて若干触れて私の話を終わりにしたいと思います。時期的な問題もありまして、ひとつには文部省関係者のオーラルヒストリーを早急に蓄積する必要があると思っております。ここにリストをあげさせていただきました。特に木田宏先生は、国立教育研究所の所長も務められた方でありまして、特に昭和31年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という、いわゆる公選制から任命制に変わる教育委員会制度の現在の骨格を作られた方です。実はこの件に関しましては、もうすでに今年の7月26日にインタビューをしてまいりましたので、この点に関わる一応の話は終えております。

それから木田先生の問題と関連いたしますと、地方行法を制定したときに、これも行政文書の中で出てきたのですが、自治省がかなりそれに反発をして木田先生あたりとやりあったという経緯がございます。その当時の自治庁長官が鈴木俊一先生でありました。それで8月30日に鈴木さんにお会いして、地方行法に関してのインタビューをしてまいりまして、いまテープを起こしている最中です。

あとリストアップしてありますのは、天城勲先生。天城さんは文部省の事務次官を務められた方で、「教育委員会法」、あるいは昭和46年のいわゆる46答申ですね。森戸さんとの関わりで非常に重要なんですが、天城先生に早急にインタビューをしたいと思っております。天城先生自身はかなりの資料をお持ちでありまして、前々から国立教育研究所に寄贈していただきたいと打診はしているんですが、天城先生自身も本にまとめたというご希望があまりで、かなり執筆されているようです。しかし、お体の具合がかなり悪いとお聞きしておりますので、これもどうなるかというところでもあります。

あと、文化庁長官を務められた安嶋先生とか、奥田真丈さんはいま現在は芦屋大学の学長をされている方ではありますが、特に昭和33年の学習指導要領に関わられた方でもあります。

次の⑤は、つい先日まで国立教育研究所の所長をされておりました、文部省では初中局

の局長をされていた菱村幸彦先生。この方は特に教科書裁判の初中局局長時代、先ほどの「村尾次郎文書」と非常に関わりがあるのだらうと思いますが、家永教科書裁判の文部省側の実質的な責任者で裁判に関わった方でございます。

あと諸澤さん、斎藤正さんは、いわゆる教育史の中では中確法と一般には略称されますが、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」とこれと「教育公務員特例法の一部改正に係る法律」というものを併せた教育二法に関して実質的な責任を取った方でございます。この中確法などは、大きな論議をした割には、この法律がいまだかつて50年間、適用された事例はないそうでありまして、歴史的な対象として一体どういうふうに位置づけるのかなというの、もうひとつの課題になるのではと思います。

あと高石邦男さんですね。この方は元文部次官で例のリクルートコスモス事件で辞められた方ですが、今回の中教審があげておりました「心の教育」なども、当時いちばん最初に言われた方であります。

大崎さんは、いま高等教育財務センターの所長をされている方で、高等教育財政の専門家です。

山口康助さんは現在、聖徳大学の先生をされていると思いますが、元教科書調査官で、昭和52年の社会科の中に「神話」が復活したときの実質的な責任者です。学芸大に出られて、そのあと聖徳大学に移られた方です。

ここに挙げたのは文部省関係者だけではありますが、この方々のオーラルヒストリーは早急に必要なのではと思います。

あともうひとつの当面の課題であります。来年1月の省庁再編に伴う、文部省あるいは科学技術庁が合併することになっておりますが、その引っ越しに伴って吐き出される行政文書資料を収集・整理することが課題になると思います。これは実はもう動きはじめておりまして文部省にはかなり打診をしておりますし、とりあえず省庁再編までは捨てないでほしい、捨てるものがあつたら全部こちらで引き取るからという話には、一応はなっております。ところが、悲しいかなお金が全然つきませんで、今年の6月の概算要求にこの話をのせたのですが、どうも所側の受けが悪くて、大体どのぐらいの文書が来るのかも分からないということで、結果的には来年度の概算ではつかないことになりそうあります。ですから、先ほどの問題とも関わるのですが、資料整理の問題に関しますと、殆どが個人の科研に依存している、科研の範疇の中で資料整理をするという体制がどうもできてしまっておりまして、事業費の予算として資料整理にお金をつけてくれないという悩みが実はございます。

もうひとつのテーマでいきますと、先ほど国立教育研究所の前身が精神文化研究所云々という話をさせていただきましたが、この間の戦前期の教育政策資料の整理というものが、

国立教育研究所だけではなくて教育史研究の中からも抜け落ちている課題であります。特に最近では、教育審議会等々の戦前資料がかなり精力的に共同研究などで研究対象となる流れもあるんですが、どうも文部省関係資料あるいは精研関係のものが、資料としてはかなりあるはずなんですが、その整理がなかなかされていない状況があります。これも早急にしていかなければいけない課題かと思います。

また4番目としては、マイクロはできておりまして資料目録がないものがかなりございますので、資料の目録をとにかく早く作成して、できればデータベース化をしていくことが必要だと思います。

もう一点、ここには書いておきませんでした、いわゆる占領政策に関する中央の資料というのは大体もう出揃ったという感がございます。ところが、その浸透過程の問題と申しますか、学校段階にどういうふうに下りていったのかという問題については、殆ど手つかずの状況です。特にGHQ、CIEからの指令、談話といったものが、文部省あるいは都道府県においてきて、それが県立中学校、あるいは地方事務所、市町村においてきて、そこから学校に行くという通牒類の問題というのは殆ど抜け落ちておりまして、これは実は一部、東京に関してやり始めております。というのは、学校が所蔵しておりますGHQ、いわゆる資料綴りという占領期の資料文書を発掘して目録化する作業も実は進めておりまして、いくつかもうペーパーにしています。

特にこの問題で申しますと、これも戦後教育史の中で殆ど抜け落ちた問題なんですが、六三三制に学校制度を移行するときにはいちばん問題になるのが、新制中学校をどうやって作るのかという大きな問題で、これは財政的にも大きな課題であったんですが、教育史の問題からすると、新制中学校の教員をどこからリクルートしてきたのかということが、殆ど分かっていない状況です。国民学校の教員を新制中学校に一部張りつけるという問題と、これも当時の回想録などで結構出てくる話なんですが、校長が大学を卒業した人に手当たり次第に訪ねて行って教員になってもらおうと、臨時免許を出して中学校教員に張りつけたとか、話としてはあります。しかし果たして何パーセントの人が国民学校から新制中学校回って、他に教員免許状を実際に持たない人たちを何パーセントリクルートしたのか、そういった新制中学校の問題は殆ど手つかずの段階です。とりあえずは、学校に残されております履歴書等々をたどっていくことによってある程度、その概要が見えてくるのではないかと申しております、それも一部調査を始めております。

ですから、新制中学校、六三三の学制の移行に関する新制中学校の問題も含めた教員移動の問題と申しますか、そういう問題を見るためにも、戦後政策そのものが具体的な段階でどういうふうに進透していったのかという過程を、やはり追わなければならないという課題が残されております。

以上、教育史関係の大雑把な資料概要について報告させていただきました。

伊藤 どうもありがとうございました。たいへん克明なご報告で、教えられることが非常に多くございました。そこで私のほうから少し質問させていただきます。まず、国立教育研究所の教育政策史料調査室というのは、サポートのイニシアチブができたというお話でしたが、今度なくなるということで、ここでやっていた業務はどういうことになるのでしょうか。

貝塚 まだ先が見えないんですが、いま国立教育研究所の中には、8つの研究部とその中に全部で41の研究室がございまして、その1つの部の中に4つか5つの部が張りついているという形です。しかし今度、国立教育政策研究所にするということで、いわゆるプロジェクト対応の編成にしたいというのが文部省の意見のようでありまして、部としては残すのですが、研究室そのものはもう撤廃してしまう。それで、プロジェクト対応で横断的に部を越えて人間を張りつけて、そのプロジェクトの研究をしていくことになるようです。

そうしますと、かなりこれもいろいろ議論しているんですが、そのあとの人事の問題も含めて、いま研究室として保っているいわゆる専門性の問題がどういうふうになっていくのかは非常に大きな課題で、いまのところの説明としては、一応のいまの枠組み——たとえば、いま歴史に関しては3人スタッフがいるんですが、その3人のスタッフは一応、確保していくというふうな説明はされているんです。ただし、これがプロジェクト対応になって、研究室が外れて一応の専門性が崩れていって部の問題になってきますと、それがどこまで確保されるのかというのは非常に問題であると思います。

多分、資料そのものの役割というのは、実は全部きょうご紹介したのは、図書館が持っている資料でありまして、図書館とうちの研究室がタイアップして資料の整理などを進めていくことになっているんですが、研究部として資料の業務にどれほどこれからタッチできるのかというのは、かなり悲観的な感じはしております。ですから、図書館頼みになるかと思うんですが、これも内情を暴露するようで非常に心苦しいのですが、図書館そのものが殆ど予算がない状況でありまして、僕もこの前、経理委員会に出てびっくりしたんですが、図書館が図書館の枠で本を買える予算が年間30万だという話でありまして、殆ど科研頼みというか、科研で買ったものを図書館に入れるというスタイルになっております。資料の保存とか整理という問題に関しましては、かなり厳しい状況にはなるだろうと思います。

伊藤 資料調査室というのは、どこかの部に入っているということですか。

貝塚 はい。正確には教育政策研究部という部の中に含まれております。

伊藤 どのぐらいの人数がいらっしゃるんですか。

貝塚 私一人です。国立教育研究所そのものは研究スタッフは70人程度いるんですが、歴史のプロパーとして張りついているのは3人という状況で、非常に厳しい状況です。噂というか、まことしやかに言われているんですが、上が抜けていけば必ず歴史はもう取れな

いだろうとも言われています。ですから、本当に今回こういうお話をいただいて、私自身も図書館の資料内容を大体、目録としては分かっていたんですが、実際にこういう目録を見ますと、かなり貴重なものがあって非常に大切なものだと思うんですが、これが今後、どういうふうな形になっていくのかというのは、非常に難しいところかもしれません。

伊藤 次に、国民精神文化研究所から始まって教学練成所という、今後の課題のところでは教育政策資料の提示という中にそのことが書いてありますが、日本諸学振興委員会とか文部省の思想局、教学局等、これは国立教育研究所に引き継がれてきた部分については、国立教育研究所は文書を持っているわけですか。

貝塚 引き継がれたものに関しては文書はありますが、殆ど段ボールに詰め込まれたまま開けていないというのが実態です。

伊藤 国民精神文化研究所関係の資料を見たいと言っても駄目ということですかね。

貝塚 一応、目録としては入っている部分もあるんですが、特にひとまとまりとして国民精神文化研究所の資料群として整理しているわけではないようで、かなり分散しているか、段ボールにそのまま入っているかという状態です。

伊藤 よそから手をつけるということは可能ですか。

貝塚 それは可能だと思います。

伊藤 たとえば、科研なら科研を取って。

貝塚 それはかなり可能ではないかと思えます。といいますのは今回、図書館の人とかいろいろな立場の人、資料調査を進める上でいろいろと話をする機会があったんですが、とにかく国立教育研究所としてはお金がないわけで、資料整理をしたくてもできない状況がありますので、むしろそういうことで資料提供をしてということは可能だと思うんです。実は田中二郎文書というのは、一部その形式を取っておりまして、国立教育研究所のスタッフがやったわけではなくて、北海道教育大学旭川校の古野博明さんが目録を作って、それを国立教育研究所に寄贈したという形を取っているようです。したがって、むしろ話の持って行き方によっては、国立教育研究所としては大歓迎なのではないかなと思います。

伊藤 国民精神文化研究所というのは、あまりまとまった研究はないですね。

貝塚 ございません。

伊藤 諸学振興のほうもあまりないんじゃないかなと思いますけれども。

貝塚 そうですね。諸学振興委員会は東大（現、桜美林大学）の寺崎先生の所でちょっとやられて中間報告として学会発表されたんですが、その中間報告以降の最終報告書が出てませんので、ちょっと宙に浮いた形になっていると思います。

伊藤 中間報告書は僕ももらったような記憶があるんですが、そうですね。さっきお話になっていた志水文書の中にはそれが入っているわけですね。

貝塚 志水さんのものにはかなり入ってございます。

伊藤 これは見られると。

貝塚 はい。

伊藤 さっき山本勝市のものもあるという話だったんですが。

貝塚 『国体の本義』だったと思いますが、山本勝市さんも編纂委員に入っておりまして、草案を文部省のほうで用意して、それを編纂委員が読んで意見書を出すというふうなものでありまして、山本さんは当然、経済政策云々の問題でかなり積極的に発言をされたものが残っております。

伊藤 分かりました。

それから、さっきオーラルヒストリーの話がされましたが、いま実は私どももオーラルヒストリーのプロジェクトで、木田さんと天城さんをいま小池君と一緒にオーラルを始め、20回でも30回でもやるという了解を得ております。

貝塚 7月にお会いしたときに、政策研究所のほうから話があるということは、木田先生もおっしゃってました。

伊藤 それに続いて大崎さんをやる予定でいま準備をしているんですが、大崎さんは基本的にOKをされております。それで、だんだんとここに아가っている名前を逐次やっていきたいと思っております、ちょっとバッティングするかもしれません。ただ、できたものは特に本人がこの部分は困ると言われる以外の部分はオープンにするつもりでおりますので、お互いにそれでやっていくということによろしいのではないかなと思っております。

木田さんも天城さんも30回でもなんでもやるという決意でいらっしゃるようですし、天城さんなどは非常に面白い話をされまして、まだ文部省入省までいかないという(笑)、全然その履歴書と違うんですね。

小池 戦前3年ぐらい空白がありましてね(笑)。

伊藤 その空白のところが面白くて、埋めているうちに文部省に行くまでにもう1回ぐらいいやらないといけないところなんです(笑)。

貝塚 天城先生はお元気でしたか。

伊藤 元気です。

貝塚 今度、所長が実は6月に変わったんですが、とにかく天城先生はちょっと具合が悪いので早くしてくれということは言われたんですが、そうですか。

伊藤 大丈夫ですよ。非常に元気にお話になってましたから。

それから、明星大学の戦後教育史研究センターというのは、これはどういうものでございますか。

貝塚 高橋史朗先生がセンター長をされておりまして、僕も一時そこに非常勤で行っていたことがあるんですが、明星大学の前の学長をされた児玉三夫先生が、占領文書がアメリ

かで公開になったときに非常に積極的にそれに関与されまして、それで高橋さんも明星大学の派遣という形でスタンフォードへ行かれて、そこでトレーナー文書とかC I E文書等々の段取りをつけてこられて、占領文書に関しましては、明星大学がそれを全て買い取って公開するという形を取ったんですね。

小池 僕はハリレーさんが明星大学におられるときに中央大学で教わりましたよ。

伊藤 高橋さんはかなりそのことには詳しいわけですか。

貝塚 はい。

伊藤 しかし、高橋さん自身は研究はしていないように思いますが。

貝塚 殆ど（笑）、最近は占領期のご研究は……

伊藤 ないですよ。

貝塚 この前はマイクロの使い方も忘れられてましたので（笑）。

伊藤 もともとあの人は占領期の教育政策の研究なんですか。

貝塚 そうです。いちばん最初の教育勅語の廃止過程をご研究になって。

伊藤 それは論文か何かですか。

貝塚 論文ですね。いちばん最初に教育勅語の廃止過程を紹介されたのが高橋さんなんです。それで先ほど申し上げましたハリレー先生も、児玉先生とのつながりで明星大学にいらっしやっただんですね。そのときに集められた資料です。

伊藤 しかしこれは、直接ご関係じゃないから分かりませんが、オーラルをオープンにしているわけですか。

貝塚 希望があれば全て公開になっております。

伊藤 これは相手からOKは取っているんですか。

貝塚 レイ先生のほうでOKを取ったものに関して公開ということだと思っただけですね。この方々は全部OKだということになっているようであります。

伊藤 これは未タイプとか書いてありますが。

貝塚 これは資料がちょっと古いものでございまして、いまは全てタイプになって保存されております。

伊藤 字で読めるということですね。

貝塚 読めます。

伊藤 向こう側の人だけではなくて日本人の側もそうですか。

貝塚 日本人のものも全部起こしてあります。

伊藤 これはしかし、錚々たる顔触れのオーラルコレクションですね。このリストとハリレー・レイインタビューという後ろにくっついているものとの関係は。

貝塚 これは日本語の入力したあとに付け加えたんだと思います。

伊藤 これもオープンになっているものなんですか。

貝塚 オープンになっております。

梶田 来年から組織が変わるということですが、独立行政法人に……

貝塚 うちが独立行政法人にならないで文部省の中に唯一残る機関になっているようです。

梶田 そうすると別に問題はないのかな。実はいま情報公開法のことでもいろいろ議論しておりまして、私は宮内庁なんですけど、法律がまだ決まったわけではないので、どういうふうに施行されるのかはあまりはっきり分からないんですけども、厳格にされると非常に困るような状況になってます。いわゆる行政文書の保存年限が過ぎたものを我々は資料として使いたいわけですが、年限が過ぎた場合は、法律で言いますと国立公文書館、または政令で定められた機関にしか移管ができないという話になってまして、どうも国立公文書館以外でそういう機関になりそうなのは、うちの宮内庁書陵部と外交史料館と防研ぐらいしかないんじゃないかと言われてます。それで、この前ちょっと国立公文書館の某関係者の話を聞く機会があったんですが、その人は「私は歴史的資料と研究者のための学術資料とは別のものと考えてます」と言うんです。どういうことかということ、どうも国立公文書館では、今後受け入れる行政文書の中では、歴史的に重要な文書の決裁文書みたいなものしか受け入れない、それ以外は要らないと言っているんですね。「それ以外の我々研究者が資料として使いたいというのはどうなるんですか。定められた機関しか受け入れることができなくて公文書館も受け入れなかったら、あとは法律上解釈すれば物理的に破棄しなきゃいけないんですか」と聞いたら、「そうです」と言うんですよ。ですから、本当にそういうふうに運用されるのかどうか分からないんですけども、ちょっととんでもない話で。

伊藤 梶田君、いまの問題はメモをくださいませんか。交渉をやりますのでお願いします。

梶田 ですから、先ほどのお話の省庁再編とかによる資料もひよっとすると、条文を厳密に解釈されるとそれはいけないという可能性が……

伊藤 それは文部省の中だからいいんじゃないの。

梶田 行政文書として持っている分にはいいわけです。ただ、行政文書だと逆に言えば公開の制限がかかりまして、法律で言いますと、たとえば、さっき履歴書云々とおっしゃいましたけれども、行政文書であるうちは、個人情報が含まれている部分は公開してはいけないんですね。それを歴史的な文書にすれば個人的な情報があっても、いろんな条件がありまして、こういう恐れがある場合は公開しないことができるということで原則公開が変わるわけです。ですから、行政文書のままだと非常に研究者としては使いにくいんですね。

小池 持つとすれば多分、国立教育研究所の中で現用記録として持たざるを得ないですよ。だから、廃棄したんだけど、もう一度、国立教育研究所の判を一回押して現用記録化して、それで現用記録だけでも公開していますというような、何らかの形を取らないと使えないですよ。

梶田 だから、情報公開法というのは、情報公開の名目で国の記録を捨てさせるための法

律なんじゃないかなと。

小池 捨てるための法律なんでしょうね。

ただ、外交史料館なんかはもうスペースないんです。外務省も新庁舎設営で建て直しましたが、あそこも書庫がないんですよ。あれはどうするんでしょうね。僕が中に入ったときにはもう満杯でしたから、あれで現用記録も含めて下ろされたら多分、行き場がない資料がたくさん出てくるでしょうね。特に占領期の資料だけでもこの部屋に2杯分ぐらいありますから。あれいちばんガンだっって言われてました。

伊藤 国立公文書館が独立行政法人化に伴って人員も削減するし、収集する資料も大幅に縮減するという方針のようですね。この間、公文書館の公文書課長はそう明言しておりましたので多分そうだと思います。それで、集める範囲は公文書に限定すると。その公文書も多分、かなり限定すると思いますね。

小池 だから、原局で作ったものの決裁文書だけを抜いて、その途中の案なんかは落としといていくんでしょうね。その付属文書を落としていかないとスリム化できませんから。

梶田 そういう感じでしたね。

小池 いま公開しているようなものとほぼ同じような形態にしていくんじゃないでしょうか。だから、過程分析ができなくなるんじゃないですか。

伊藤 政策決定のプロセスが分からなくなるということですね。

小池 分からなくなるでしょうね。決裁の過程でしか分からないと。外務省の戦前期のMTというやつですね。戦前の記録というのは基本的にそうなんです。決裁文書だけが入ってまして途中の文書は全部落としているんです。そうすると、実は同じぐらいあったはずの昭和期の資料の大体5分の1ぐらいに縮減できますから、そういう形にするんじゃないでしょうか。

梶田 情報公開法も含めて公文書館もそうですけど、いわゆる国民の誰にも見せるというような美名のもとに、逆に研究者に限って見せるとかそういうのは駄目だという言い方でしょう。だから、外国の場合だとたとえば、研究者が発表できる場の範囲を限定して研究者に全部見せるとか、誓約書を取って見せるということを僕は聞いたことがあるんですが、そういう研究者のための利用ということを全然考えていないんですね。そういうのがないまま国民の誰にでも見せるというようなことで、そうすると非常に見せられる範囲が狭くなっていく。

小池 それからもうひとつは、大学なんかで始めてますけど、保存規程に伴って捨てていくというやり方を露骨にし始めましたね。文書の保存規定がありますから、永久と10年、5年というのがありますけど、あれで規定通りに捨てていくという形じゃないでしょうか。いまもう役所の中で書類整理を担当局課ごとにやっていくというのが、能力的に不可能なんじゃないですかね。キャリアがやりませんからノンキャリアでやるんでしょうけど、ノン

キャリの数が大変減ってますので今後、正直きついですね。

伊藤 全体として非常に危ない状態にあるということは間違いないんですが、いままでも要するに大過になっている部分というのほどこにもあるわけですよ。その整理すらおぼつかないというのが現状だと思いますね。これを何とかしなきゃならない。

先ほどお話になりました戦後日本教育改革在米資料集成ですね。これのものは、さっきお話になりました科研といいますか、研究グループの作業なんですか。

貝塚 研究グループのものが殆どだと思います。

小池 分厚い報告書と目録がありますよね。あれでしょう。

貝塚 そうです。

小池 広島大学で買いましたよ。

伊藤 マイクロ？

小池 はい。

伊藤 これはものすごく高いんじゃない。

小池 高い。半分は森戸の金で買ったんです。全部合わせると 150 万ぐらいですよ。4 セットぐらい。だから一時期、図書館に落として半分買わせて、残りを森戸の予算から出したんですよ。半分出しちゃったから半分買えって (笑)。半分だけでは駄目だろうということで半分買わせました。使っているのはうちの院生ですけど (笑)。

伊藤 図書館なんていうのは、万人が使う本なんていうのはないんですよ。どうせその本を使うのは一人か二人なんだから。

小池 いま 50 年史の関係でその中かから見てやっているので。

伊藤 何十年かにいっぺん使われればいいんですよ。

小池 そうなんですけどね。

伊藤 史料だってそうですよ。

小池 でも、文句出てるんですけどね (笑)。他に買いたいものがあつただけでって。ちょっと矢面にたつて辛いんです。

これは質問なんですけど、このマイクロを取られた主なコレクションの目録ってございますよね。これ現物はどうなっているんですか。

貝塚 現物はございます。

小池 現物も図書館が持っておられるわけですか。

貝塚 はい。

小池 それで、現物は公開しないでマイクロで公開することなんです。

貝塚 そうですね。原則はマイクロで公開です。

伊藤 ただ、マイクロで見えないところは……

貝塚 見えない部分は現物で照合できます。それは持ってきてもらえます。

伊藤 マイクロだけというのものもあるんでしょう。

貝塚 いくつかございます。

小池 それも現物は持っておられるというわけですね。

貝塚 はい。

伊藤 この紙だと、どれが原文書を持っておられてマイクロもあるのか、マイクロだけで収集されたのかというのがちょっとよく分からないんですが。

小池 森戸なんて現物は当然、持っておられないわけですから、マイクロだけですよね。

貝塚 マイクロだけです。

小池 あとは全部、現物を持っておられるんですか。

貝塚 現物ないしはコピーがあると思います。

小池 たとえば、教育委員会法に関する行政資料、文書資料というのがございますね。これなんかは公開といった場合には、マイクロではなくて紙焼きしたものを見せるということになるんですね。

貝塚 そうです。

伊藤 あと5枚目の戦後教育資料、戦後教育改革資料というのは、科研の報告書なわけですね。

貝塚 そうです。全部が科研の報告書です。

伊藤 それはいま頃になったらもう手に入らないと。

貝塚 一部入るのものもあるかもしれません。この中の冊子というものですか。

伊藤 そうです。この5ページの真ん中の部分。

貝塚 手に入るものと入らないものがあると思います。

伊藤 一般に売っているわけじゃないから、残存があればということですよ。

貝塚 そうです。これも前任の佐藤先生が日大に移られてしまいましたので、ちょっとそのところのつながりが上手くいってないんです。というか、佐藤先生が移られてしまって、僕は直接すぐ入ったわけではなくて間がちょっと開いたものですから、佐藤先生が持っ行って行かれたのか、どこかにあれされたのかというのはよく分かってないんです。

伊藤 佐藤さんに聞いてみる必要もあるんだな。

貝塚 そうですね。この下の3つを除いては佐藤先生が研究代表者ですので、基本的には佐藤先生が全てお持ちのはずです。

伊藤 殆どいままでの作業というのは科研でやってきたということですね。

貝塚 そうですね。殆ど事業費という形ではついていないんです。ただ、戦後教育……この目録といいますか、これを作る事業を除いては、資料を収集してマイクロにするという事業を除いては、殆ど科研依存でやってきております。

伊藤 これからもやっぱりそういう形を取ると。

貝塚 そうですね……。この前も実はかなりやりあって、今回の概算要求にどうしても事業化して乗せてほしいということで文書を出したんですが、これは科研でできるでしょうという回答でございまして。

伊藤 それは研究所としてですか。

貝塚 研究所として科研でできるものは予算をつけられませんということで。

伊藤 それは確かにこれからの重点は科研に移っていくと思いますけれども、しかし、基本的な事業費がないと継続性の問題で非常に困りますね。

小池 ただ、文部省大臣官房総務課の文書管理班という形で戦後教育史料関係資料というのをマイクロで撮ってあるわけですね。現物はまだそういうことで国立公文書館に移行していると。つまり、その段階でもう一度、担当局課が持っているものをこの文書管理班に下ろして、その中でダブリを切って、悪く言ってしまうと、ダブっているものとか写しだとかを切って、それをマイクロにしてここで持っているということなんですか。

要するに、資料の作り方というのは大体、二つに分けられるんですけど、件名簿冊みたいな形と一件ごとの簿冊と、それからいわゆる庶務関係の業務簿冊みたいな形で分けるわけですが、業務簿冊というのは大体、1年とか3年とか5年とかで殆ど捨ててしまうわけですが、一件簿冊は残しておくわけですね。法制化していくときには各局ごとに準備室ができたりして、3つぐらいの準備室があって、各省と折衝して行って、その中から上がっていくわけですね。そうすると、同じ資料でありながら、各省ごとに書き込みが違ったりというようなことがいくつかあり得るわけですよ。それを普通の場合には面倒臭いので、いま外務省のようにそのまま書庫にザッと入れて行って、それで一件簿冊を作っていくというパターンがあるんですが、これを見ていると、昔の外務省みたいにそれをもう一回合冊をして、写しを捨てて決裁文書だけを残して、それに関する付属文書を付けてという形で残していくという形でやっていったのかなと思うんですけど、内容はどんなものなんですか。

貝塚 僕もいわゆる地方行法関係のものしか見ていないんですが、それに関しては時系列だけ合わせて手当たり次第にやったという感じですね。

伊藤 むしろそのほうがいいですよ。

小池 ええ。要するに作為がないということですね。

貝塚 そうです。ですから、かなりダブリもあります。

伊藤 それはいいですね。文部省マイクロフィルム文書目録というのは、見ることはできるんですか。

貝塚 それは非常に難しいようです。いまのところ内部資料扱いをされていて、それはたまたま地方行法関係のものをハードに起こすときに、行って必要なところだけついでにという感じで私がコピーしてしまったものですから、文部省は嫌がるようであります。

伊藤 これは一応、こういう形で目録になっているわけですね。

貝塚 目録になっています。20冊できておりますので、ですから、かなり詳細とまでは言えませんが、かなりきっちりしたものだと思います。

小池 単純な簿冊の件名目録じゃないのでね。

伊藤 これ一点々々の目録だよ。

小池 ええ。ですから結構立派だなと思って見てたんですけど。

伊藤 これは作るのたいへんですよ。文書管理班というのがあった。

貝塚 ええ。文書管理班の係長さんとお話しましたが、他の省庁に比べて文部省は資料整理はいいほうなんだという話はしてました。

伊藤 今度ちょっと文書管理班に行ってみよう。

貝塚 情報公開法ができて、いわゆる個人名が出ている文書だけ除けば、すぐ公開できるのは文部省だけじゃないかとを言っているほど自信は持っているようです。

小池 外務省なんかたいへんなんですよ。前、記録マイクロでやっても30年原則で出しますが、出しているものは殆どが写しのだけしか出してないんです。決裁文書は一切出してないんですよ。そうすると、今後どうするのかってありますよね。いま決裁文書を残していかなきゃいけないわけでしょう。決裁文書を残しておくという作業と、いままでやったマイクロの作業と矛盾するんですよ。それをどうするのか、これからたいへんなんじゃないでしょうかね。

伊藤 いろいろこれから考えなければいけない問題がたくさんあるということも、きょうのお話で再認識いたしました。特別に他にご質問がなければ、もうそろそろ時間ですので終わりにしたいと思います。

(終わり)